

嬉野市に係る貸付予定農地についての意見聴取

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の附則第10条の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

この意見聴取に係る利害関係人は、当該意見聴取期間満了の日までに、公益社団法人佐賀県農業公社に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先及び意見をできるだけ具体的に記載した文書をメール・FAX・郵送等で公益社団法人佐賀県農業公社まで提出してください。

意見聴取期間は、令和6年12月27日(金)から令和7年1月6日(金)とします。

番号	対象農地の所在地				現況地目	面積 (㎡)	期間
	市町	大字	字	地番			
1	嬉野市	塩田町谷所	三本柳	乙4019-1	田	1,745	10年
2	嬉野市	塩田町久間	二本松	丁3563-1	田	1,201	10年
合計			筆数:	2筆	面積:	2,946㎡	